

戸沢村地域防災計画改定業務委託仕様書

令和 7 年 7 月

1. 委託業務名

戸沢村地域防災計画改訂業務

2. 業務の目的

戸沢村（以下、「村」という。）では、令和6年7月に発生した記録的な大雨による深刻な被害を受け、このような状況に適切に対応できるようにH28年に策定した戸沢村地域防災計画を改訂し、実装していくことが急務となっている。

「戸沢村地域防災計画改訂業務（以下、「本業務」という。）」では、災害に対する備えや災害発生時の対応、災害後の復旧・復興の計画に加え、集団移転に関する方針について、令和6年の水害を踏まえた村の課題等の反映を含めた計画の改訂を行う。

本業務では国や山形県の防災に関する計画等およびデジタル技術等を活用した持続可能な仕組み作りに向けた戸沢村DX推進計画との整合性を確保し、村民が安全に安心して生活出来るまちづくりの実現に向けた地域計画の改訂に繋げていくことを目的とする。

3. 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結日から令和8年3月31日（火）までとする。

4. 委託金額

本業務の委託上限額は、7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

5. 業務の内容

(1) 基礎情報の収集・課題把握

村の災害に対する備えや災害発生時の対応、災害後の復旧・復興に向けた現状の取組に関する基礎情報の収集、村の防災に関する課題の把握・整理を行う。

① 背景情報の整理

国内外の動向や最新の法令、国際標準規格ISO等を整理し地域防災計画策定との整合性を図る。

② 基本情報の整理

村の自然的・経済的・社会的条件等を整理し地域防災計画策定へ反映

③ 定量的な防災リスク評価の実施

村が災害発生時に備え、事前に行動計画や物資や設備等を準備する力や職員及び村民が災害発生時に実際に備えを活用し適切な行動を実践する力を客観的に評価し、その結果に基づいて計画策定を行う。

④ 課題ヒアリングの実施

各原課を対象に防災に関する課題ヒアリングを実施し庁内の課題をまとめ整理した上で、優先度に応じた対応の実装を計画に盛り込むこととする。

⑤ 各種説明会及びパブリックコメントの実施に関する伴走支援

防災会議等の会議体での対応やパブリックコメントの実施について、準備から当日対応含めた伴走支援を実施することとする。

(2) 実行面を考慮したロードマップの作成

村民が安全に安心して生活出来るまちづくりの実現に向け、策定した地域防災計画の実行に向けたロードマップの作成を行う。

ロードマップの考え方と実践方法、村に適応する対象技術及び村のあるべき将来像（目指す姿、将来ビジョン）等を示す。

(3) 地域防災計画を実現するために必要な施策に関する構想の策定

(2)で作成したロードマップを実行する上で、防災・減災の取組について検討及び取組において想定される最新のデジタル技術等の活用について整理する。さらに、整理したデジタル技術を用いた事業化案及び適用可能な補助金申請に向けた伴走支援を行う。

(4) 報告書の作成

上記(1)～(3)について、調査・検討内容の取りまとめ、地域防災計画（震災対策編）及び地域防災計画（個別災害対策編）、地域防災計画（資料編）を作成する。また、地域防災計画（風水害等対策編）については、今後の実行・実装に向けた自走化を見据え計画作成の伴走支援を実施する。

なお、地域防災計画作成の際は、令和6年度に策定したDX推進計画と整合性を担保すること。

6. 情報の管理

受託者は、委託業務に関する資料を書面又は電磁的記録により一定期間保存する。

7. 報告及び検査

村は、必要があると認めるときは、受託者に対して、委託業務の履行状況その他必要な事項について、報告を求め、検査することができる。

8. 情報セキュリティの確保

委託業務の履行に当たり、個人情報を含む情報の取扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。

9. 個人情報の保護

「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」「戸沢村個人情報保護法施行条例（平成 17 年戸沢村条例第 1 号）」に基づき、村が個人情報・秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知りえた情報は、業務の用に供する目的以外には利用しないこと。情報等は秘密とし、第三者に開示しないこと。また、契約終了後も同様とする。

10. 損害賠償

委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）について、賠償の責を負う事。ただし、その損害のうち、発注者、利用者、又は第三者の責めに帰する事由により生じたものについてはこの限りでない。

11. 成果物

- (1) 地域防災計画（震災対策編） 電子データ 一式
- (2) 地域防災計画（個別災害対策編） 電子データ 一式
- (3) 地域防災計画（資料編） 電子データ 一式
- (4) その他本業務に使用した各種資料 電子データ 一式

12. 業務の進め方

本業務については、契約後、業務の進め方や進捗状況等について、適宜協議を行いながら進めるものとする。協議の実施後は速やかに協議録を作成し、その都度提出するものとする。

- (2) 本業務に関し、村は所有するデータを必要に応じて可能な限り提供するものとする。
- (3) 本業務の実施にあたっては、本仕様書及び関係法令、規則等を遵守し、個人情報を取り扱う場合には、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」「戸沢村個人情報保護法施行条例（平成 17 年戸沢村条例第 1 号）」

に基づいて適切に取り扱うものとする。また、受注者は本業務の実施過程で知り得た情報について、発注者の許可なく第三者に譲渡してはならない。

13. その他

- (1) 業務内容については、仕様書に基づく内容とするとともに、業者選定時に提案した内容を遵守すること。
- (2) 仕様書に記載なき事項、事業内容の変更等、疑義が生じた場合は委託者と受託者が協議して定める。
- (3) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。

業務の実施にあたり、疑義が生じた事項については、村と協議の上対応すること。